

◎岡山県告示第二百九十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和六年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容  
岡山県内の自動車教習所における手数料に係る徴収の事務
- 二 委託した収入の種類  
岡山県内の自動車教習所において徴収する手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
ウエストジャパン興業株式会社	岡山市中区清水四一八

四 委託を受けた事務を行う場所

自動車教習所の名称	自動車教習所の所在地
備前自動車教習所	岡山市中区清水四一八

五 委託の期間

令和六年六月一日から令和七年三月三十一日まで